

民事再生事件の手続費用一覧

【通常再生事件】

1. 申立手数料（貼付印紙額）10,000 円
2. 予納金基準額（法人・個人とも申立時 6 割、開始決定後 2 か月以内に 4 割の分納を認める）

(1) 法人

法人基準表のとおり

関連会社は 1 社 50 万円とする。

ただし、規模によって増額する場合がある。

法人基準法

負債総額	基準額
5 千万円未満	200 万円
5 千万円～ 1 億円未満	300 万円
1 億円～ 5 億円未満	400 万円
5 億円～ 10 億円未満	500 万円
10 億円～ 50 億円未満	600 万円
50 億円～ 100 億円未満	700 万円
100 億円～ 250 億円未満	900 万円
250 億円～ 500 億円未満	1000 万円
500 億円～ 1000 億円未満	1200 万円
1000 億円以上	1300 万円

(2) 個人

再生会社の役員又は役員とともに会社の債務の保証をしている者の申立て 25 万円

ただし、会社について債権者集会の決議がされた後の申立ての場合は 35 万円

会社について民事再生の申立てをしていない会社役員の申立て

(1) 会社について法的整理・清算の申立てがされた後の申立て 50 万円

(2) 会社について法的整理・清算を行っていない場合

負債額 5000 万円未満 80 万円

負債額 5000 万円以上 100 万円

負債額 50 億円以上 200 万円

ただし、債権者申立ての破産手続きが先行している場合、公認会計士の補助を得て会計帳簿の調査を要する場合などにおいては、金額が増額される。

非事業者（又は に該当する場合を除く）

負債額 5000 万円未満 50 万円

負債額 5000 万円以上 80 万円

従業員を使用していないが、又は従業員として親族 1 人を使用している事業者
100 万円

親族以外の者又は 2 人以上の親族を従業員として使用している事業者（従業員が 4 人以下である場合に限る）

負債額 1 億円未満 200 万円

負債額 1 億円以上 法人基準表の基準額から 100 万円を控除した額。

5 人以上の従業員を使用している事業者

法人基準表のとおり

3. 予納郵便切手 3,880 円

（内訳 420 円×4 組、200 円×2 組、80 円×20 組、10 円×20 組）

法人・個人を問わず、関連事件についての郵便切手は予納不要

【個人再生事件】

1. 申立手数料（貼付印紙額） 10,000 円
2. 予納金 11,928 円
3. 予納郵便切手 1,600 円（内訳 80 円×20 枚）